

事件番号 平成28年(行ウ)第49号, 同第134号, 同第157号

高浜原子力発電所1号機及び2号機運転期間延長認可処分等取消請求事件

原告 河田昌東 外110名

被告 国

準備書面(72)

(高浜原子力発電所と原告らの住所地との距離について)

令和3年7月19日

名古屋地方裁判所 民事9部A2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 北村 栄 ほか

頭書事件に関し、高浜原子力発電所(福井県大飯郡高浜田ノ浦1)と原告らの住所地との距離については、下記のとおりである。

記

第1 確認方法

インターネットウェブサイトの「Google マップ」(<https://www.google.co.jp/maps>)を使用した。

同ページでは、始点となる場所で右クリックをし、【距離を測定】のタブをクリックし、距離を測りたい地点をクリックすると、地図上にその始点と距離を測りたい地点を結ぶ線が表示され、地図の下部に距離が表示される。これにより地図上の2点間の直線距離を測定することができる。

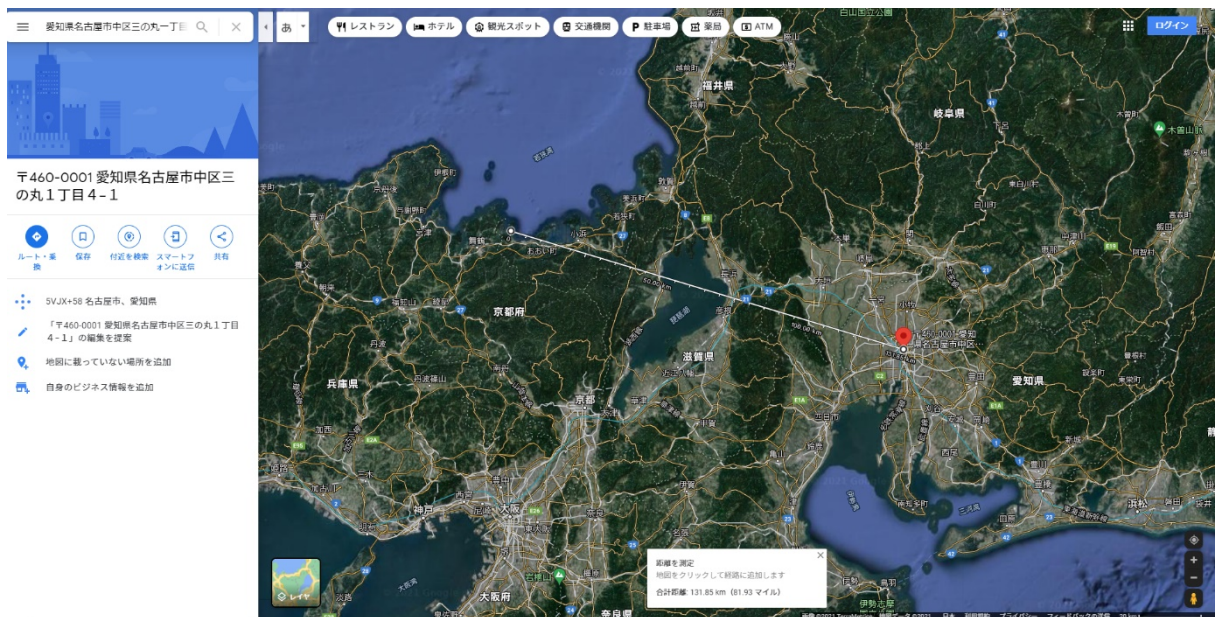
同ページで、高浜原子力発電所（福井県大飯郡高浜田ノ浦1（訴状「第2 処分
の対象となる原子力発電所」に記載）の1号機と2号機の原子炉建屋の中間地点（北
緯35.522601、東経135.506318）を始点として、原告らの住所
地を入力すると、2点間の距離が表示される（図1、2参照）。

（図1）



高浜原子力発電所1号機と2号機の原子炉建屋の中間地点を始点とした（画面上の赤い印）。赤い印の右下にある円柱状の建物が高浜原子力発電所1号機、赤い印の左隣にある円柱状の建物が高浜原子力発電所2号機の原子炉建屋である。同始点を右クリックし、【距離を測定】タブをクリックすると、画面下部に「距離を測定 地図をクリックして測定する経路を描きます」と表示される。

(図 2)



上記地図上において、各原告の住所地をクリックすると、高浜原子力発電所との直線距離が表示される(説明のため、名古屋地方裁判所の住所地を入力したところ、131.85キロメートルとのことであった)。

第2 本件原発と原告ら住所地との距離

前記の方法により取得した、高浜原子力発電所と原告らの各住所地との距離は次ページ以降のとおりである(小数点2位で四捨五入した)。

第 1 次訴訟

原告目録 1

原告目録 2

原告目錄 3

原告目錄 4

原告目録 5

第 2 次訴訟

原告目録 1

原告目録 2

原告目録 3

原告目録 4

原告目錄 5

第3次訴訟

原告目録1

原告目録2

原告目録3

原告目録4

以上